

				保育必要量区分⑤		給遇改善等加算（区分1及び区分2）																			
地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定						保育短時間認定											
								加算率（注2）						加算率（注2）											
				基本分率値 〔注1〕		基本分率値 〔注1〕		〔注1〕		〔a〕		〔b〕		〔c〕		〔注1〕		〔a〕		〔b〕		〔c〕		〔注1〕	
				⑥	⑥	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	
①	②	③	④																						

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	193,920	(258,790)	189,110	(253,980)	+	1,820	(2,460)	×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.7 (c) (3.8 (c))〕						1,770	(2,410)	×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.6 (c) (3.7 (c))〕					
			乳 児	258,790		253,980		+	2,460		×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.8 (c))〕						2,410		×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.7 (c))〕					
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	150,630	(215,500)	147,600	(212,470)	+	1,390	(2,030)	×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.7 (c) (3.7 (c))〕						1,360	(2,000)	×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.6 (c) (3.7 (c))〕					
			乳 児	215,500		212,470		+	2,030		×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.7 (c))〕						2,000		×	〔加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.7 (c))〕					

保育士比率向上加算				障害児保育加算（１歳児配置改善加算無し）※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算																			
地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	処遇改善等加算（区分１及び区分２）																			
				加算率（注２）																			
				〔注１〕		〔注１〕		〔注１〕		〔注１〕		〔注１〕											
①	②	③	④	⑤																			
														加算率（注２）									
														(a)		(b)		(c)		(注１)			
														⑥									

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	14,630	(24,390)	+	150	(250)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	129,750	(64,870)	+	1,290	(640)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	3.7 (c)	（3.8 (c) ）
			乳児	+	24,390		+	250		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	×	64,870		+	640		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	3.8 (c) ）	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	12,930	(22,690)	+	130	(230)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	129,750	(64,870)	+	1,290	(640)	×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	3.7 (c)	（3.8 (c) ）
			乳児	+	22,690		+	230		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	×	64,870		+	640		×	（加算率 （a）	+	加算率 （b）	+	3.8 (c) ）	

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	障害児保育加算（1歳児配置改善加算有り） ※1,2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児の特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算		1歳児配置改善加算 （1,2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児の場合のみに加算）					
①	②	③	④	処遇改善等加算（区分1及び区分2） 加算率（注2） ⑤' (a) (b) (c)		処遇改善等加算（区分1及び区分2） 加算率（注2） ⑥ (a) (b) (c)					
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	116,780	+	$1,160 \times \left(\frac{\text{加算率 (a)}}{\text{加算率 (a)}} + \text{加算率 (b)} + 3.7 (c) \right)$	+	12,970	+	$120 \times \left(\frac{\text{加算率 (a)}}{\text{加算率 (a)}} + \text{加算率 (b)} + 3.7 (c) \right)$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	+	116,780	+	$1,160 \times \left(\frac{\text{加算率 (a)}}{\text{加算率 (a)}} + \text{加算率 (b)} + 3.7 (c) \right)$	+	12,970	+	$120 \times \left(\frac{\text{加算率 (a)}}{\text{加算率 (a)}} + \text{加算率 (b)} + 3.7 (c) \right)$

地域区分				定員区分				認定区分				年齢区分				休日保育加算												夜間保育加算												減価償却費加算				賃借料加算			
①				②				③				④				処遇改善等加算（区分1及び区分2）												処遇改善等加算（区分1及び区分2）												加算額				加算額			
																加算率（注2）												加算率（注2）												標準				標準			
																①				②				③				④				⑤				⑥											
休日保育の年間延べ利用子ども数																各月初日の利用子ども数																															
1. 2歳児																1. 2歳児																															
～ 210人																2,080 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))																+ 45,150 +				390 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.4 (c)) +				3,400 3,700 +				a地域 20,300 22,600			
211人～ 279人																2,220 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.5 (c))																												b地域 11,200 12,400			
280人～ 349人																2,510 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))																												c地域 9,700 10,800			
350人～ 419人																2,790 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.8 (c))																												d地域 8,700 9,700			
420人～ 489人																3,080 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.9 (c))																															
490人～ 559人																3,370 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))																															
560人～ 629人																3,650 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))																												a地域 25,700 28,600			
630人～ 699人																3,940 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.8 (c))																												b地域 14,200 15,700			
700人～ 769人																4,220 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.9 (c))																												c地域 12,300 13,700			
770人～ 839人																4,510 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))																												d地域 11,000 12,300			
840人～ 909人																4,800 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.8 (c))																															
910人～ 979人																5,080 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.8 (c))																															
980人～1,049人																5,370 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.9 (c))																															
1,050人～																5,650 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.9 (c))																															

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	遊働施設を 設定しない 場合	食事の搬入につ いて自園調理又は遊 働施設等からの搬 入以外の方法によ る場合	管理者を配置していない場合	土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に 超過する場合
①	②	③	④	⑤	⑥	処遇改善等加算（区分1及び区分2） 加算率（注2） (a) (b) (c)	月に1日土曜日を 閉所する場合	⑧
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳 児	2,110	$(⑥+⑦+⑧) \times 10/100$	$39,950 + 390 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 0.9(c))$	$(⑥+⑦+⑧又は⑨)+⑩+⑪ \times 2/100$	$(⑥\sim⑧) \times 79/100$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳 児	1,330	$(⑥+⑦+⑧) \times 10/100$	$25,230 + 250 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 0.9(c))$	$(⑥+⑦+⑧又は⑨)+⑩+⑪ \times 2/100$	
							$(⑥+⑦+⑧又は⑨)+⑩+⑪ \times 4/100$	〔児童その他の地域〕 各月前日の利用子ども数 20人～30人 $(⑥\sim⑧) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑧) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑧) \times 70/100$

加算部分 2

処遇改善等加算（区分3） ㉔	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算（区分3）－① 49,020 × 人数A ・ 処遇改善等加算（区分3）－② 6,130 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める。
----------------	---	--	--

冷暖房費加算 ㉕	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当法別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する4級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域
	2 級 地	1,740	激 変 緩 和 地 域	1,020	
	3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	

除雪費加算 ㉖	6,510		※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	-------	--	-------------------

降灰除去費加算 ㉗	164,780÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---------------------	--	-------------------

施設機能強化推進費加算 ㉘	160,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------------	--------------------------	--	-------------------

栄養管理加算 ㉙	A	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） (79,950 + 790 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.4 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
	B	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） (50,000 + 500×(加算率 (a) +加算率 (b))) ÷各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算 ㉚	150,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---------------------	--	-------------------

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7年こども家庭庁告示第4号）附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。